

岩手県告示第475号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 北上川水系宿内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和7年7月25日
- 3 廃川敷地等の位置 胆沢郡金ヶ崎町西根千貫石11番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 907.84平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。